平成２２年（フ）第２２４１号
愛知県清須市清洲４丁目１番地20　アネックス205
破産者　稲垣　豊明
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２６号
名古屋市北区上飯田南町４丁目１番地の３市営上飯田南荘１棟409号
破産者　阿部　博信
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２４８号
広島市安佐南区高取南２丁目47番18号、開始決定時の住所広島市安佐南区高取北３丁目10番22―601号
破産者　林　　英明
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２１号
広島県廿日市市地御前１丁目26番23号
破産者　帯刀田順子
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４号
佐賀市若宮３丁目２番20号、破産手続開始決定時の住所福岡県柳川市三橋町久末600番地１　グリーンハイツ高田３―Ｕ号
破産者　池末　幸治（旧姓櫻木）
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
長崎県諫早市高来町船津145番地２、前住所千葉県松戸市六高台２丁目65番地
破産者　大道　紀子（旧姓小森）
1　決定年月日　平成23年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第７０４号
北海道江別市弥生町25番地の17　ソフィール弥生102号室
破産者　吉川　功二
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６６号
北海道帯広市西15条南15丁目１番地
破産者　早坂　幸弘
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
青森県五所川原市字一ツ谷528番地６、開始決定時の住所青森県五所川原市字一ツ谷537番地15
破産者　桑田　茂樹
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目35番地１　アーバンドエル瀬谷７号棟105号、開始決定時の住所神奈川県大和市福田3294番地24
破産者　高橋　　徹
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３号
金沢市本江町４番12号
破産者　西川　紀雄
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１３４３号
京都市右京区梅津神田町53番地エスポワール彩501号、住民票上の住所京都市西京区山田北山田町12番地
破産者　河合登世子
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８５号
鹿児島県鹿児島市岡之原町3398番地２
破産者　前迫　辰也
1　決定年月日　平成23年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第４７７号
兵庫県西宮市染殿町５番16―302号
破産者　尾前　一久
1　破産債権の届出期間　平成23年10月13日まで
2　一般調査期日　平成23年12月８日午前10時30分
平成23年９月13日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１４３７号
札幌市南区藤野４条６丁目８番17―101号
破産者　山口　勇一
1　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
2　一般調査期日　平成23年12月８日午後２時
平成23年９月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１４号
大阪府枚方市中宮西之町16番１―303号、開始決定時の住所大阪府枚方市甲斐田町31番６号
破産者　間下　覚子
1　破産債権の届出期間　平成23年10月14日まで
2　一般調査期日　平成23年11月14日午後４時
平成23年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６２８号
広島県東広島市八本松町米満1031番地４
破産者　中岡　義久
1　破産債権の届出期間　平成23年10月17日まで
2　一般調査期日　平成23年12月７日午後２時30分
平成23年９月15日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０８５号
大阪市大正区南恩加島５丁目７番80号、商業登記簿上の本店所在地大阪市大正区千島１丁目24番10号
破産者　奄美運輸機工株式会社
1　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
2　一般調査期日　平成23年11月28日午後３時30分
平成23年９月15日
大阪地方裁判所第６民事部